

令和3年第12回可児市農業委員会総会議事録

開催日時	令和3年12月2日（木）午後3時30分から午後4時50分
開催場所	庁舎5階全員協議会室
農業委員	菱川 幸夫、 大澤 正幸、 中村 茂、 小林 司朗、 奥村 久光、 若尾 英夫、 可児 博恭、 玉木 武義、 奥村 武司、 伊藤 卓、 奥村 富雄、 栗本 京治、 樋口 孝男、 中根 章子
農地利用最適 化推進委員	熊澤 政行、 佐橋 和弘、 勝野 仁司、 奥村 廣二、 飯田 繁好、 鈴木 好則、 奥村 松市、 奥村 榮造、 三宅 静喜
事務局	課長 杉山尚示、係長 金澤 貴、再任用職員 前田 晃
議案	<p>第63号 農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可について</p> <p>第64号 農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請に対する意見について</p> <p>第65号 農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見について</p> <p>第66号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について</p> <p>第67号 土地現況確認申請書（非農地）の承認について</p> <p>第68号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について</p> <p>第69号 下限面積（別段の面積）の設定について</p>
議長	<p>皆様方には益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。</p> <p>令和3年第12回可児市農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位には、公私共に大変ご多忙の中をご参集賜りまして、誠にありがとうございます。</p> <p>本日の農業委員の出席は、14名で定足数に達しております。</p> <p>また、推進委員の出席は、9名です。</p> <p>これより令和3年第12回可児市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>本日の日程は、お手元に配付しました議案のとおりとなっております。</p> <p>それでは、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>本日の署名委員は、議長において指名することにご異議ございませんか。</p>
委員	<p>【異議なしの声多数】</p> <p>それでは、10番伊藤卓委員、11番奥村富雄委員の両名を指名します。</p>
議長	<p>続きまして、日程第2、議案第63号、農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可についてを議題といたします。</p> <p>それでは、事務局に説明を求めます。</p>

事務局	<p>日程第2、議案第63号、農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請について説明します。</p> <p>申請の内訳は、売買による所有権移転1件と贈与による所有権移転1件の合計2件です。受付番号1番は、京都府精華町の方と室原の方との間における贈与による所有権移転です。</p> <p>室原地内において、譲受人は申請地を取得して経営規模の拡大を計画するとのことです。詳細については、資料のとおりです。</p> <p>譲受人の土地を通らないと申請地と行き来できず、譲渡人も遠方に居住しており、申請地の管理が困難で手放したいと考えているため、無償で譲渡することになった。</p> <p>受付番号2番は、京都府精華町の方と愛知県犬山市の方との間における売買による所有権移転です。</p> <p>室原地内において、譲受人は申請地を取得して新規就農するとのことです。詳細については、資料のとおりです。</p> <p>農機具は、リース予定です。</p> <p>譲受人は耕作経験がないが、妻の実家が農家であり、また耕作経験豊富な妻の身元保証人の指導も受けながら耕作するとのことです。身元保証人は、青年海外協力隊など海外での農作業指導経験もある方です。</p> <p>以上の案件は、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件をすべて満たしているため、権利の移動は妥当と考えます。</p>
議長 奥村(廣)委員	<p>只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言を求めます。</p> <p>受付番号1番、2番、室原お願いします。</p> <p>推進委員4番の奥村が受付番号1番、2番について報告します。</p> <p>受付番号1番は、譲受人の自宅裏の畑で、周囲は譲受人が耕作している畑となっています。譲渡人は遠方に居住しており管理ができないため、無償で譲渡することとなり、問題ないと思います。</p> <p>受付番号2番は、譲渡人は遠方に住んでおり可児市に帰る予定もないことから、可児市の住宅と農地を一括で売買を希望されていました。今回、譲受人と住宅と農地を一括売買することで話がまとまり、今回の申請となったようです。</p> <p>譲受人は耕作経験がないため、事前に事務局、地元土地改良区役員と本人、妻、妻の身元保証人の面談を実施し、新規就農者として耕作が可能か判断した経緯があります。</p> <p>今後も、農地として耕作、管理されるとのことで、問題ないと思います。</p>
議長 委員 委員 議長	<p>只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>【意見なしの声あり】</p> <p>ご意見も無いようですのでお諮りいたします。</p> <p>議案第63号について、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。</p> <p>【異議なしの声多数】</p> <p>異議ないものと認め、議案第63号は原案のとおり許可することに決しました。</p>

議 長	<p>続きまして、日程第3、議案第64号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請に対する意見についてを議題といたします。</p> <p>それでは、事務局に説明を求めます。</p>
事 務 局	<p>日程第3、議案第64号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請について説明します。</p> <p>今日は、4件の申請があります。</p> <p>受付番号1番は、下恵土の方が農地転用の許可を求めるもので、下恵土地内で、隣接地を一体利用して貸駐車場を整備するとのことです。</p> <p>立地基準判定は、第3種農地となります。</p> <p>その他、一般基準判定等については資料のとおりです。</p> <p>周辺農地への被害防除策は、コンクリートブロック及びフェンスを設置するとのことです。</p> <p>受付番号2番は、岐阜市の方が農地転用の許可を求めるもので、土田地内で、貸駐車場の敷地にするとのことです。</p> <p>立地基準判定は、第3種農地となります。</p> <p>その他、一般基準判定等については資料のとおりです。</p> <p>周辺農地への被害防除策は、隣接地に農地はありません。</p> <p>令和3年6月頃から貸駐車場として利用しているため、始末者が提出されています。</p> <p>受付番号3番は、京都府精華町の方が農地転用の許可を求めるもので、室原地内で、隣接地を一体利用して一般個人住宅の敷地にするとのことです。</p> <p>立地基準判定は、第2種農地となります。</p> <p>隣接する住宅敷地を拡張するものであり、申請地に代えて目的を達成できないとのことです。</p> <p>その他、一般基準判定等については資料のとおりです。</p> <p>周辺農地への被害防除策は、既設の石積みにより防ぐとのことです。</p> <p>昭和24年頃から造成して住宅敷地として利用しているため、始末者が提出されています。</p> <p>受付番号4番は、中恵土の方が農地転用許可を求めるもので、中恵土地内で、隣接地を一体利用して一般個人住宅、一部は物置敷地にするとのことです。</p> <p>立地基準判定は、第3種農地となります。</p> <p>その他、一般基準判定等については資料のとおりです。</p> <p>周辺農地への被害防除策は、隣接農地は5条許可同時申請となります。</p> <p>平成15年12月から物置を設置し、住宅敷地として利用しているため、始末者が提出されています。</p> <p>以上の各案件は、周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任をもって対処し、一切の迷惑をかけないとなっております。</p>
議 長	<p>只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言を求めます。</p>
中 村 委 員	<p>受付番号1番、下恵土お願いします。</p> <p>農業委員3番の中村から現地確認の報告をします。</p>

コンビニエンスストアの駐車場拡張に伴う転用申請で、地元土地改良区の同意書もあり問題ないと思います。

議長 受付番号2番、土田お願いします。
小林委員 農業委員4番の小林から現地確認の報告をします。
現地は、碎石が入り、近隣工場の従業員駐車場として利用されており、始末者が提出されています。
雨水排水については、道路側溝となっていますが、現況では隣接の排水路への勾配となっており、水路への排水と思われます。隣接に農地がないので問題ないと思います。

議長 受付番号3番、室原お願いします。
奥村(廣)委員 推進委員4番の奥村から現地確認の報告をします。
先程3条、受付番号2番で審議いただいた譲渡人の住宅敷地に、無許可で宅地化した農地があり、始末書を提出しての申請です。現況宅地として利用されており問題ないと思います。

議長 受付番号4番、中恵土お願いします。
三宅委員 推進委員9番の三宅から現地確認の報告をします。
農地転用許可を得て住宅敷地とした残地農地の一部を住宅敷地とする転用申請です。一部宅地隣接地に物置が設置されており始末書が提出されています。
住宅敷地周囲を転用する申請で、残地は同時に5条申請が提出されており、問題ないと思います。

議長 只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

委員 【質疑なしの声多数】
ご意見も無いようですのでお諮りいたします。
議案第64号について、原案のとおり許可相当として、市に進達することにご異議ございませんか。

委員 【異議なしの声多数】
異議ないものと認め、議案第64号は原案のとおり許可相当として、市に進達することに決しました。

議長 続きまして、日程第4、議案第65号、農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見についてを議題といたします。

事務局 それでは、事務局に説明を求めます。
日程第4、議案第65号、農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転を伴う農地転用許可申請について説明します。

今回の申請の内訳は、売買による所有権移転15件、賃借権の設定1件、使用貸借権の設定1件の合計17件です。

受付番号1番は、名古屋市熱田区の方と広見の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、今渡地内で、1区画に宅地分譲するとのことでした。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロック壁を設置することです。

平成22年1月頃から造成して住宅敷地として利用しているため、始末書が提出されています。

受付番号2番は、今渡の方と長野県南木曾町の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、今渡地内で、資材置場を整備することです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、養生柵を設置することです。

この案件は、事務所を建築するのではなく、資材置場として利用されます。現在、現場は塩地内にあり、今後は、美濃加茂市や西可児地区での工事を予定していることとです。

受付番号3番は、郡上市の方と下恵土の方が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、川合北地内で、隣接地を一体利用して貸資材置場を整備することとです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロック及びフェンスを設置することとです。

受付番号4番は、下恵土の方と広見の方が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、下恵土地内で、一般個人住宅を建築することとです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置することとです。

受付番号5番は、広見の方外1名と下恵土の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、下恵土地内で、3区画に宅地分譲することとです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置することとです。

受付番号6番は、下恵土の方と東京都練馬区の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、下恵土地内で、7棟の分譲住宅を建築することとです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置することとです。

都市計画法の開発許可申請要件となります。

受付番号7番は、多治見市の方と下恵土の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、下恵土地内で、6区画に宅地分譲するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、隣接地に農地はありませんが、コンクリートブロック及びL型擁壁を設置するとのことです。

都市計画法の開発協議申請済みです。

昭和20年4月頃からグラウンドとして利用していたため、始末書が提出されています。

受付番号8番は、多治見市の方と下恵土の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、下恵土地内で、4区画に宅地分譲するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロック及びL型擁壁を設置するとのことです。

開発協議の対象案件となり、まちづくり条例の申請済みです。

受付番号9番は、多治見市の方と下恵土の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、下恵土地内で、4区画に宅地分譲するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロック及びL型擁壁を設置するとのことです。

開発協議の対象案件となり、都市計画法の申請済みです。

受付番号10番は、下恵土の方と下恵土の方が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、下恵土地内で、貸倉庫兼作業場を整備するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロック壁を設置するとのことです。

受付番号11番は、土田の方と下恵土の法人が、賃借権の設定で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、土田地内で、隣接地を一体利用して障害者作業施設、コミュニティカフェを建築するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、隣接地に農地はありません。

平成 23 年 4 月頃から駐車場として利用しているため、始末書が提出されています。

受付番号 12 番は、土田の方と東京都練馬区の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、土田地内で、1 棟の分譲住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第 3 種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリート擁壁を設置するとのことです。

受付番号 13 番は、西帷子の方の成年後見人と鳩吹台の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、西帷子地内で、隣接地を一体利用して資材置場、駐車場を整備するとのことです。

立地基準判定は、第 2 種農地となります。

代替地を検討しましたが、申請地に代えて目的を達成できないとのことです。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、柵板を設置するとのことです。

受付番号 14 番は、坂戸の方と坂戸の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、坂戸地内で、資材置場を整備するとのことです。

立地基準判定は、第 2 種農地となります。

代替地を検討しましたが、申請地に代えて目的を達成できないとのことです。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、申請地より隣接農地の方が高いため、被害防除ができるとのことです。

平成 29 年 10 月頃から資材置場として利用しているため、始末書が提出されています。

受付番号 15 番は、広見の方と下恵土の方が、使用貸借権の設定で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、広見地内で、一般個人住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第 3 種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロック壁を設置するとのことです。

受付番号 16 番は、中恵土の方と坂戸の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

4 条受付番号 4 番の隣接地となります。

転用事業者は、中恵土地内で、10 棟の分譲住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第 3 種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロック及び L 型擁壁を設置するとのことです。

開発協議の対象案件となり都市計画法の申請済みです。

受付番号17番は、兼山の方と羽生ヶ丘の方が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、兼山地内で、事務所を建築し、展示場を整備するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、隣接地に農地はありませんが、コンクリートブロックを設置するとのことです。

申請地北側に倉庫が建築されており、始末書の提出を指示し、提出待ちの状況です。

以上の各案件は、周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任をもって対処し、一切の迷惑をかけないとなっています。

議長 只今、事務局から説明がありました。地元委員からの発言を求めます。

受付番号1番、2番、今渡をお願いします。

熊澤委員 推進委員1番の熊澤が受付番号1番、2番の案件について報告します。

受付番号1番の案件は、今渡駅西に位置し、名古屋市熱田区にお住まいの方が所有している土地を不動産業者が売買により取得し、宅地分譲するとのことです。

現地は、小さい土地で既に住宅敷地として利用されており、始末書も提出されており、問題ないと思います。

受付番号2番の案件は、今渡大東地内の農地で、売買により取得して資材置場として利用されるとのことです。周囲は宅地化されており、雨水排水は市の排水路としていますが、資材置場として利用のため、自然浸透となると思います。進入路が狭いため注意が必要ですが、転用に関しては、問題ないと思います。

議長 受付番号3番、川合北をお願いします。

大澤委員 農業委員2番の大澤が受付番号3番の案件について報告します。

川合区画整理地内の極小農地で、隣接者が取得して資材置場として一体利用されます。

区画整理地内の極小農地であり、問題ないと思います。

議長 受付番号4番から10番、下恵土をお願いします。

中村委員 農業委員3番の中村が受付番号4番から10番の案件について報告します。

受付番号4番の案件は、下恵土宮瀬地内の農地で一般個人住宅を建築するため、売買による転用許可を求める案件です。第一種住居地域で排水路等整備されており問題ないと思います。

受付番号5番の案件は、こちらも下恵土宮瀬地内の農地を一区画分残した3区画に分譲する転用申請です。排水等の問題なく、土地改良区の同意も得られており問題ないと思います。

受付番号6番の案件は、下恵土古市場地内の農地、1,600㎡を7区画に宅地分譲する申請です。都市計画法の対象となり申請済みであり、土地改良区の同意も得ており、問題ないと思います。

受付番号7番の案件は、下恵土沓井地内のグラウンドとして使用していた農地を相続により取得し、売買により6区画に宅地分譲する転用申請です。

こちらも都市計画法の対象となり、排水等についても土地改良区の同意も得られており

問題ないと思います。

受付番号8番の案件は、7番の案件と同じ申請者で、下恵土、JR可児駅西の農地で、現在道路改良工事が行われている市道に接する場所での申請です。

4区画に宅地分譲するもので、土地改良区の同意も得られており、排水等についても問題なく、転用されても問題ないと思います。

受付番号9番の案件は、こちらも7番の案件と同じ申請者で、8番の案件の近くです。こちらも、現在道路改良工事が行われている市道に接する場所です。

4区画に宅地分譲する申請で、土地改良区の同意も得られており、排水等についても問題なく、転用されても問題ないと思います。

受付番号10番の案件は、県道御嵩犬山線、あけぼの橋交差点西の場所で、近くにありません建築会社の資材置場として利用するための転用申請です。

土地改良区の同意も得られており、農業用水、排水の協議をなされており、問題ないと思います。

議長 受付番号11番、12番、土田お願いします。

小林委員 農業委員4番の小林が受付番号11番、12番の案件について報告します。

受付番号11番は、市道と名鉄広見線に間にある土地で、以前より駐車場として利用されており、始末者を提出しての事後承認案件です。周囲には農地は無く、問題ないと思います。

受付番号12番は、土田花軒地内の住宅区域で、接道する市道が細いためセットバックが必要な土地です。排水等も整備されており、問題ないと思います。

議長 受付番号13番、西帷子お願いします。

奥村(久)委員 農業委員5番の奥村が受付番号13番の案件について報告します。

受付番号13番は、鳩吹台団地の西入口に接する農地を山林等と一体利用して、建築資材置場、駐車場として転用利用する申請です。

敷地には段差があり、柵板を設置して雨水対策をされますし、既設団地のブロック塀とは、3mほど控えて進入路を作られるなどの対策をされますので、問題ないと思います。

議長 受付番号14番、坂戸お願いします。

若尾委員 農業委員6番の若尾が受付番号14番の案件について報告します。

受付番号14番は、国道248号線可児川大橋下の可児川に接する農地です。現地は畑ですが、石が多く耕作は十分にできない農地で、隣接農地より申請地の方が低いため雨水等による被害はないと思います。今回、譲受人は隣接の駐車場とともに、建築資材置場として利用されますので、問題ないと思います。

議長 受付番号15番、広見お願いします。

樋口委員 農業委員13番の樋口が受付番号15番の案件について報告します。

受付番号15番は、中部中学校の南の農地に孫が住宅を建築する転用申請です。

上下水道は整備されており問題ないですが、雨水排水については、中部中学校への市道に道路側溝がないため、浸透枮を設置しての排水となります。西側はコンクリートブロック設置となっており、南は祖父の所有農地が残りますが、問題ないと思います。

議長 受付番号16番、17番、中恵土、兼山お願いします。

三宅委員	<p>推進委員9番の三宅が受付番号16番、17番の案件について報告します。</p> <p>受付番号16番は、4条申請、受付番号4番と同じ場所になります。残地に10棟の分譲住宅を建築する申請で、隣地所有者への説明、同意もあり、上下水道については、開発道路に敷設して整備されます。都市計画法の協議も進められており問題ないと思います。</p> <p>受付番号17番は、兼山郵便局の近くで、道路との高低差がある農地です。</p> <p>自動車販売事務所、展示場として利用されるとのことで、雨水は道路側溝、上下水道とも整備されており、問題ないと思います。</p>
議長	<p>只今、地元委員から発言のありました件について、何かご意見、ご質問はございませんか。</p>
委員	<p>【意見・質疑なし】</p> <p>ご意見も無いようですのでお諮りいたします。</p>
議長	<p>議案第65号について、原案のとおり許可相当として、市に進達することにご異議ございませんか。</p>
委員	<p>【異議なしの声多数】</p>
議長	<p>異議ないものと認め、議案第65号は原案のとおり、許可相当として、市に進達することに決しました。</p>
議長	<p>続きまして、日程第5、議案第66号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見についてを議題といたします。</p> <p>それでは、事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>日程第5、議案第66号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について説明します。</p> <p>今月の申請は、事業計画の変更1件です。</p> <p>受付番号1番、愛知県一宮市の方が、計画の変更で事業計画変更の承認を求めるものです。</p> <p>転用事業者は、下恵土地内で、1棟の共同住宅を建築するとのことです。</p> <p>立地基準判定は、第3種農地です。</p> <p>その他、一般基準判定等については資料のとおりです。</p> <p>周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロック壁を設置するとのことです。</p> <p>転用事業者は、個人住宅を建築する予定であったが、仕事の都合で県外で生活することになり事業を実施できなかった。今般、立地条件も良いため共同住宅1棟を建築したいとのことです。</p> <p>昭和51年11月29日付けで5条許可済みです。</p> <p>以上の案件は、周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任をもって対処し、一切の迷惑をかけないとなっています。</p>
議長	<p>只今、事務局から説明がありました。地元委員からの発言を求めます。</p>
中村委員	<p>受付番号1番、下恵土お願いします。</p> <p>農業委員3番の中村が受付番号1番の案件について報告します。</p>

議 長 受付番号1番の案件は、下恵土古市場地内の土地で、すでに埋立て済みであり、個人住宅から共同住宅1棟を建築する事業計画変更申請で、問題ないと思います。

委員 只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

議長 【意見、質疑なし】
 意見もないようですのでお諮りいたします。
 議案第66号について、原案のとおり承認相当として、市に進達することにご異議ございませんか。

委員 【異議なしの声多数】
 議長 異議ないものと認め、議案第66号は原案のとおり承認相当として、市に進達することに決しました。

議 長 続きまして、日程第6、議案第67号、土地現況確認申請書（非農地）の承認についてを議題とします。

事務局 それでは、事務局に説明を求めます。
 日程第6、議案第67号、土地現況確認申請書（非農地）について説明します。
 申請は2件です。
 受付番号1番、下恵土の方が所有する下恵土地内の畑です。
 当該農地は、昭和41年頃まで耕作していましたが、昭和42年に住宅を建築し、現在に至るとのことです。
 受付番号2番、土田の方が所有する下恵土地内の畑です。
 当該農地は、平成3年頃まで耕作していましたが、平成5年頃から山林原野化し、現在に至るとのことです。

議 長 只今、事務局から説明がありました。地元委員から発言を求めます。
 受付番号1番、2番、下恵土お願いします。

中村委員 農業委員3番、中村が報告します。
 受付番号1番は、可児警察署南、下恵土清水にある土地です。昭和42年に住宅を建築され居住しておられ、非農地として問題ないと思います。
 受付番号2番は、今春トンネル東、可児川と愛知用水の間にある土地です。耕作放棄地調査でも、現地は山林原野化しており、事務局から申請人に指導して非農地証明申請書が提出された案件と聞いています。現況は山林原野化しており、問題ないと思います。

議 長 只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

佐橋委員 受付番号2番の案件について、土田との境にあり、申請地の下に土田工区の用水路があるため、補足の説明をします。
 愛知用水第2期工事で上部の畑と申請地を駐車場や重機進入路として、工事期間使用していた。工事終了後は、復旧して畑としたが、傾斜地で耕作されず、竹が生え、山林原野化してしまった。水路部分については、土田工区で管理しています。

議 長 補足説明、ありがとうございます。

他に、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 長 【質疑なしの声多数】
ご意見もないようですのでお諮りいたします。

委員 長 議案第 67 号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員 長 【異議なしの声多数】
異議ないものと認め、議案第 67 号は原案のとおり承認することに決しました。

議 長 続きまして、日程第 7、議案第 68 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画に対する決定についてを議題といたします。

事務局 それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 日程第 7、議案第 68 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画について説明します。

事務局 申請は、1 件です。

事務局 受付番号 1 番は、土田の方と土田の方との間での再設定の使用貸借権の設定です。

事務局 土田地内の該当農地について、令和 8 年 12 月までの 5 年間、利用集積を図るものです。

議 長 只今、事務局から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

委員 長 【意見・質疑なし】
ご意見も無いようですのでお諮りいたします。

委員 長 議案第 68 号について、原案のとおり承認し、市に報告することにご異議ございませんか。

委員 長 【異議なしの声多数】
異議ないものと認め、議案第 68 号は原案のとおり承認し、市に報告することに決しました。

議 長 続きまして、日程第 8、議案第 69 号、下限面積（別段の面積）の設定についてを議題といたします。

事務局 それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 日程第 8、議案第 69 号、下限面積（別段の面積）の設定について説明します。

事務局 平成 21 年 12 月施行の改正農地法により、農業委員会が農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域内の全部又は一部についてこれらの面積の範囲内で別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところにより、これを公示したときは、その面積を下限の面積として設定できることになりました。農業委員会の適正な事務実施についてにより、農業委員会は毎年、下限面積（別段の面積）の設定又は修正の必要性について審議し、ホームページ等で公開することになっています。

事務局 設定基準の概略は、設定区域は、おおむね同一と認められる地域で区分。

事務局 単位は、アールで 10 アール以上 1 アール単位、運用上 10 アール単位とする。

事務局 基準は、定めようとする面積未満の農地を所有している農家戸数÷可児市の農家戸数が概ね 4 割を下回らない。

農家は、経営耕地面積が 10 アール以上の農業を営む世帯として計算しています。

資料にありますように、兼山地区を除く可児市は、30 アールは変更しない。兼山地区も、20 アールは変更しない。でお願いいたします。

議長 只今、事務局から説明のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

玉木委員 下限面積の関係で、割田の隣接耕作者が取得できない事があるが、耕作放棄地を減少させるためにも取得する方法はないか。

事務局 例外規定に該当すれば農地を所得することはできるが、単に隣接者だけでは下限面積があり、無理です。

熊澤委員 集約する方法として、利用権設定等を利用すればいいと思います。

大澤委員 割田について、隣接者が所有したい場合でもだめか。

事務局 割田でも、例外規定に該当すれば農地を所得できますが、例外規定に該当しない場合は、下限面積以上ないと取得はだめです。

議長 他にご意見、ご質問等はございませんか。

委員 【意見・質疑なし】

議長 ご意見も無いようですので、お諮りいたします。

委員 議案第 69 号について、原案のとおり設定することにご異議ございませんか。

委員 【異議なしの声多数】

議長 異議ないものと認め、議案第 69 号は原案のとおり設定することに決しました。以上をもちまして、本日の総会に付議された議案の審議はすべて終了いたしました。

議長 続きまして、農地法関連の報告事項及び連絡事項について、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、報告及び連絡事項について、説明いたします。

はじめに、農地の適正管理の 11 月指導分について報告します。

別添資料 1 をご覧ください。(件数 11 件)

11 月に近隣の耕作者・住民等から農業委員会事務局に苦情が寄せられた農地です。

農地所有者に対して、農地を適正に管理するよう書面にて指導を行いました。

続きまして、11 月中に届出のあった農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について、報告します。

今回は、8 件の相続に伴う届出があり、田は 27 筆、面積 13,935.00 m²、畑は 22 筆、面積 10,845.00 m²で、田と畑の合計は 49 筆で、面積は 24,780.00 m²でした。

それでは、今後の日程について説明します。

次回の現地確認は 12 月 27 日の月曜日を予定しています。

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から個別確認になることがあります。

また、令和 4 年第 1 回農業委員会総会は、令和 4 年 1 月 6 日木曜日に午後 2 時から庁舎 5 階全員協議会室で開催を予定しています。

その他として、手帳の交付、活動記録簿（新様式）の交付

新しい活動記録簿の記入方法について説明

これもちまして、令和3年第12回可児市農業委員会総会を閉会させていただきます。
委員各位には、各案件について慎重に審議を賜り、誠にご苦労様でございました。